

「監査基準委員会報告書610『内部監査の利用』、監査基準委員会報告書315『企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価』及び関連する監査基準委員会報告書の改正について」の訂正とお詫びについて

2019年6月12日付けで公表いたしました「監査基準委員会報告書610『内部監査の利用』、監査基準委員会報告書315『企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価』及び関連する監査基準委員会報告書の改正について」につきまして、項番号や表記の誤りがございましたのでお詫び申し上げます。

本文の主な訂正箇所は以下の正誤表のとおりです。訂正箇所は赤字とし、ハイライト（2019年8月22日付けの訂正箇所には黄色、2019年12月12日付けの訂正箇所には緑色のハイライト）を付しております。なお、字句の訂正を伴わない体裁の誤りは正誤表に記載していませんが、訂正してファイルを差し替えております。

また、新旧対照表についても、本文の訂正と同様の訂正の他、下線の引き方の誤りなども併せて訂正してファイルを差し替えております。

2019年8月22日付け又は12月12日付けで差し替えたファイルの一覧を末尾に記載しております。

● 監基報610「内部監査人の作業の利用」

訂正後	訂正前
目次	目次
II 要求事項 1. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断	II 要求事項 1. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及びその利用の程度の判断
A14. 我が国における職業倫理に関する規定は、特定の状況において適用される禁止事項（例えば、公認会計士法上、大会社等に対して内部監査の外部委託に関する業務の提供は禁止されている。）、及びその他の状況において阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用することができるセーフガードについて記載している。（独立性に関する指針第1部第195項から第200項参照）	A14. 我が国における職業倫理に関する規定は、特定の状況において適用される禁止事項（例えば、公認会計法上、大会社等に対して内部監査の外部委託に関する業務の提供は禁止されている。）、及びその他の状況において阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用することができるセーフガードについて記載している。（独立性に関する指針第1部第195項から第200項参照）
A26. 監査基準委員会報告書200は、監査人が職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することの重要性について記載している。	A26. 監査基準委員会報告書200は、監査人が職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することの重要性について記載している。

● 監基報315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」

訂正後	訂正前
目次	目次
III 適用指針 2-1 企業及び企業環境 (4) 企業の会計方針の選択及び適用	III 適用指針 2-1 企業及び企業環境 (4) 企業の会計方針の選択と適用
22. (A108項からA115項参照)	22. (A108項からA110項参照)
A9. (内部監査人の作業の利用に関しては監査基準委員会報告書610参照)。	A9. (内部監査人の作業の利用に関しては監査基準報告書610参照)。
A86. ・ 会計上の見積りに使用されたモデル等に用いられる情報。これには以下のような、モデル等で使用された基礎データ及び仮定が含まれる。 - 資産の耐用年数に影響を及ぼす可能性がある社内で立てた仮定 - 企業の影響が及ばない要因により変動するデータ（例えば、金利） ・ 経営者が代替的な仮定を検討したことを示す感応度分析に関する情報 ・ 企業の税務申告及び税務に関連する情報 ・ 継続企業の前提に関する経営者の評価を裏付けるために実施された分析から得られた情報。例えば、	A86. ・ 会計上の見積りに使用されたモデル等に用いられる情報。これには以下のような、モデル等で使用された基礎データ及び仮定が含まれる。 ・ 資産の耐用年数に影響を及ぼす可能性がある社内で立てた仮定 ・ 企業の影響が及ばない要因により変動するデータ（例えば、金利） - 経営者が代替的な仮定を検討したことを示す感応度分析に関する情報 - 企業の税務申告及び税務に関連する情報 ・ 継続企業の前提に関する経営者の評価を裏付けるために実施された分析から得られた情報。例えば、

訂正後	訂正前
<p>継続企業の前提に重要な不確実性が認められた場合、又は継続企業の前提に重要な不確実性は認められないが、重要な疑義を生じさせるような事象若しくは状況が識別された場合、適用される財務報告の枠組みに基づいて財務諸表に開示される情報（監査基準委員会報告書570「継続企業」第18項及び第19項参照）</p>	<p>継続企業の前提に重要な不確実性が認められた場合、又は継続企業の前提に重要な不確実性は認められないが、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、適用される財務報告の枠組みに基づいて財務諸表に開示される情報（監査基準委員会報告書570「継続企業」第18項及び第19項参照）</p>
<p>《付録1 内部統制の構成要素》（A56項参照）</p>	<p>《付録1 内部統制の構成要素》（A56項参照）</p>
<p>10. 監視活動には、銀行勘定調整表が適時に作成されているかどうかについての管理者による査閲、営業部門の販売契約の条件に関する企業の方針の遵守についての内部監査人による評価、又は企業倫理や企業行動指針についての法務部門による監視が含まれる場合もある。</p>	<p>10. 監視活動には、銀行勘定調整表が適時に作成されているかどうかについての管理者による査閲、営業部門の販売契約の条件に関する企業の方針の遵守についての内部監査人による評価又は企業倫理や企業行動指針についての法務部門による監視が含まれる場合もある。</p>
<p>《付録2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象》（A38項及びA127項参照）</p>	<p>《付録2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象》（A38項及びA130項参照）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 借入金の借換え、資産の売却予定及び市場性のある有価証券の分類のような経営者の意思に基づいて記録される取引 	<ul style="list-style-type: none"> 借入金の借換え、資産の売却予定及び市場性ある有価証券の分類のような経営者の意思に基づいて記録される取引

● 監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」

訂正後	訂正前
<p>12. (9)「財務諸表」－財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、注記事項が含まれる。</p>	<p>12. (9)「財務諸表」－財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、関連する注記事項が含まれる。</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p>《1. 財務諸表監査》</p>	<p>《1. 財務諸表監査》</p>
<p>《(4) 定義》</p>	<p>《(4) 定義》</p>
<p>《財務諸表》(第12項(9)参照)</p>	<p>《財務諸表》</p>
<p>A45. 監査基準委員会報告書は、会計上の見積り及び関連する注記事項が適用される財務報告の枠組みに照らして合理的又は妥当であるかどうか、並びに企業の会計実務の質的側面（経営者の判断に偏向が存在する兆候を含む。）について、特定の検討を行うことを監査人に要求している。</p>	<p>A45. 監査基準委員会報告書は、会計上の見積り及び関連する注記事項が適用される財務報告の枠組み及び関連する開示に照らして合理的又は妥当であるかどうか、並びに企業の会計実務の質的側面（経営者の判断に偏向が存在する兆候を含む。）について、特定の検討を行うことを監査人に要求している。</p>
<p>A71. ・ 監査範囲の制約がある場合、監査範囲の制約に関する限定意見を表明するか又は意見を表明しないよう要求する事項（監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第12項参照）は、明示的な条件付要求事項である。 ・ 監査の過程において識別された内部統制の重要な不備を監査役等に報告することを求める要求事項（監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項参照）は、識別した重要な不備が存在することを前提としている。また、適用される財務報告の枠組みに準拠してセグメント情報が表示・開示されているかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手することを求める要求事項（監査基準委員会報告書501「特定項目の監査証拠」第12項参照）は、適用される財務報告の枠組みにおいて当該注記が要求され、又は任意に注記されていることを前提としている。これらは、黙示的な条件付要求事項である。</p>	<p>A71. ・ 監査範囲の制約がある場合、監査範囲の制約に関する限定意見を表明するか、又は意見を表明しないよう要求する事項（監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第12項参照）は、明示的な条件付要求事項である。 ・ 監査の過程において識別された内部統制の重要な不備を監査役等に報告することを求める要求事項（監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項参照）は、識別した重要な不備が存在することを前提としている。また、適用される財務報告の枠組みに準拠してセグメント情報が表示・開示されているかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手することを求める要求事項（監査基準委員会報告書501「特定項目の監査証拠」第12項参照）は、適用される財務報告の枠組みにおいて当該注記が要求され、又は任意に注記されていることを前提としている。これらは、黙示的な条件付要求事項である。</p>

● 監基報240「財務諸表監査における不正」

訂正後	訂正前
<p>《付録2 不正による重要な虚偽表示に関するリスク対応手続の例示》（A38項参照）</p>	<p>《付録2 不正による重要な虚偽表示に関するリスク対応手続の例示》（A38項参照）</p>
<p>《1. アサーション・レベルにおける検討事項》</p>	<p>《1. アサーション・レベルにおける検討事項》</p>
<p>不正による重要な虚偽表示に関するリスク対応手続は、不正リスク要因の種類や組合せ、又は識別した状況、並びにこれらが影響する取引種類、勘定残高及び注記事項並びにアサーションによって異なる。リスク対応手続の例は、次のとおりである。</p>	<p>不正による重要な虚偽表示に関するリスク対応手続は、不正リスク要因の種類や組合せ、又は識別した状況、並びにこれらが影響する取引種類、勘定残高及び注記事項及びアサーションによって異なる。リスク対応手続の例は、次のとおりである。</p>

● 監基報300「監査計画」

訂正後	訂正前
A5. 監査人は、当年度の監査の開始に当たって、第5項に記載した監査契約に係る予備的な活動を実施することにより、監査の遂行に支障を 来す 可能性のある事象又は状況を識別し評価することが可能となる。	A5. 監査人は、当年度の監査の開始に当たって、第5項に記載した監査契約に係る予備的な活動を実施することにより、監査の遂行に支障を きたす 可能性のある事象又は状況を識別し評価することが可能となる。
《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》(第6項、第7項、A8項からA11項参照)	《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》(第6項、第7項、A8項からA11項参照)
《2. 報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーションの内容》	《2. 報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーションの内容》
・ 第三者に対して予想される報告の有無(例えば、監査に関連して生じる 全て の法的又は契約上の報告責任)	・ 第三者に対して予想される報告の有無(例えば、監査に関連して生じる すべて の法的又は契約上の報告責任)

● 監基報320「監査の計画及び実施における重要性」

訂正後	訂正前
A9. 特定の状況において、上記のような取引種類、勘定残高又は 注記事項 が存在するかどうかを検討する際、監査人は、経営者及び監査役等が意識している事項についての理解が有益と判断することがある。	A9. 特定の状況において、上記のような取引種類、勘定残高又は 開示等 が存在するかどうかを検討する際、監査人は、経営者及び監査役等が意識している事項についての理解が有益と判断することがある。

● 監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」

訂正後	訂正前
《3. 財務諸表の表示及び注記事項の妥当性》	《3. 財務諸表の表示及び注記事項の妥当性》(A59項参照)
23. 監査人は、財務諸表の全体的な表示が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価する監査手続を実施しなければならない。この評価を行う上で、監査人は、財務諸表が以下の事項を適切に反映して表示されているかどうかを検討しなければならない。(A58項参照)	23. 監査人は、財務諸表の全体的な表示が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価する監査手続を実施しなければならない。(A58項参照)。この評価を行う上で、監査人は、財務諸表が以下の事項を適切に反映して表示されているかどうかを検討しなければならない。
・ 財務情報並びにその基礎となる取引、事象及び状況の分類及び記述	・ 財務情報並びにその基礎となる取引、事象及び状況の分類及び記述
・ 財務諸表の表示、構成及び内容	・ 財務諸表の表示、構成及び内容(A59項参照)
A10. リスク評価の根拠は、監査手続の種類に関連している。 例えば、取引の特性から内部統制を考慮しなくても重要な虚偽表示リスクの程度が低いという評価の もと に、分析の実証手続だけで十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断する場合もある。一方、内部統制を考慮して重要な虚偽表示リスクを低いと評価し、その評価を もと に実証手続を立案する場合には、第7項(1)に従って、内部統制が有効に運用されているかどうかを確かめるために運用評価手続を実施する。	A10. リスク評価の根拠は、監査手続の種類に関連している。 例えば、取引の特性から内部統制を考慮しなくても重要な虚偽表示リスクの程度が低いという評価の 下 に、分析の実証手続だけで十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断する場合もある。一方、内部統制を考慮して重要な虚偽表示リスクを低いと評価し、その評価を 下 に実証手続を立案する場合には、第7項(1)に従って、内部統制が有効に運用されているかどうかを確かめるために運用評価手続を実施する。
A14. ・ 財務諸表、特に貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、株主 資本等 変動計算書又はキャッシュ・フロー計算書に計上された金額についての詳細な説明を提供する注記事項の作成時期	A14. ・ 財務諸表、特に貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、株主 持分 変動計算書又はキャッシュ・フロー計算書に計上された金額についての詳細な説明を提供する注記事項の作成時期

● 監基報450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」

訂正後	訂正前
A5. しかし、第10項に従い監査人は、個別に又は集計して(他の虚偽表示と合わせて)虚偽表示が重要であるかどうかを判断 することが求められている。	A5. しかし、第10項に従い監査人は、個別に又は集計して(他の虚偽表示と合わせて)虚偽表示が重要であるかどうかを判断 しなければならない。

● 監基報580「経営者確認書」

訂正後	訂正前
《付録2 経営者確認書の記載例》(第14項参照)	《付録2 経営者確認書の記載例》(第14項参照)
2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例	2. 金融商品取引法に基づく監査の経営者確認書(連結財務諸表)の記載例
財務諸表 1. (継続企業の前提に基づき 財務諸表 を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)	財務諸表 1. (継続企業の前提に基づき 計算書類 を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)

● 監基報250「財務諸表監査における法令の検討」

訂正後	訂正前
目次	目次
III 適用指針 5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告 (2) 適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告	III 適用指針 5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告 (2) 適切な規制当局 等 への違法行為又はその疑いの報告
《III 適用指針》	《III 適用指針》
《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》	《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》
《(4) 違法行為 又はその疑い が及ぼす影響の評価》(第21項参照)	《(4) 違法行為 が 及ぼす影響の評価》(第21項参照)
《IV 適用》	《IV 適用》
・ 本報告書(2019年6月12日)は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する要求事項及び適用指針(A25項の二つ目の 箇条書)は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日(米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日)以 後 終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。	・ 本報告書(2019年6月12日)は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する要求事項及び適用指針(A25項の二つ目の 箇条書き)は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日(米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日)以 降 終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。

● 監基報230「監査調書」

訂正後	訂正前
A19. (1) 特定の監査基準委員会報告書がその監査業務に全く関連しない場合(例えば、企業が内部監査機能を有していないときに、監査基準委員会報告書610「内部監査 人の作業 の利用」における要求事項が関連しない場合)	A19. (1) 特定の監査基準委員会報告書がその監査業務に全く関連しない場合(例えば、企業が内部監査機能を有していないときに、監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」における要求事項が関連しない場合)
《付録 他の監査基準委員会報告書における文書化に関する特定の要求事項》(第1項参照)	《付録 他の監査基準委員会報告書における文書化に関する特定の要求事項》(第1項参照)
・ 監査基準委員会報告書610「内部監査 人の作業 の利用」-第22項	・ 監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」-第22項

● 監基報265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」

訂正後	訂正前
A8. 内部統制は、単独で又は他の 幾つ かとの組合せで虚偽表示を有効に防止又は発見・是正できるように整備及び運用されることがある(監基報315のA69項)。	A8. 内部統制は、単独で又は他の いくつ かとの組合せで虚偽表示を有効に防止又は発見・是正できるように整備及び運用されることがある(監基報315のA69項)。

● 監基報550「関連当事者」

訂正後	訂正前
《IV 適用》	《IV 適用》
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2019年6月12日）は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> A1項及びA3項の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査等から適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2019年6月12日）は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> A1項及びA3項の改正は、2020年3月31日以後終了する以下の事業年度に係る監査等から適用する。

● 監基報560「後発事象」

訂正後	訂正前
A10. 「〇年〇月〇日（監査報告書日）、ただし注記Yについては〇年〇月〇日（注記Yに記載された修正又は開示に限定して実施した監査手続の完了日）」	A10. 「 平成 〇年〇月〇日（監査報告書日）、ただし注記Yについては 平成 〇年〇月〇日（注記Yに記載された修正又は開示に限定して実施した監査手続の完了日）」

● 監基報600「グループ監査」

訂正後	訂正前
《付録1 グループ監査チームが理解する事項の例示》 （A21項参照）	《付録1 グループ監査チームが理解する事項の例示》 （A21項参照）
2. 監査基準委員会報告書610「内部監査 人の作業 の利用」の第11項は、グループ監査チームが内部監査人の監査を利用することを計画している場合における当該内部監査人の能力及び客観性の評価を取り扱っている。	2. 監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」の第11項は、グループ監査チームが内部監査人の監査を利用することを計画している場合における当該内部監査人の能力及び客観性の評価を取り扱っている。
《付録3 構成単位の監査人の受領を確かめる文書の例示》 （A33項参照）	《付録3 構成単位の監査人の受領を確かめる文書の例示》 （A33項参照）
<div style="text-align: right;">×年×月×日</div> <p>（グループ監査責任者の氏名） 〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">（構成単位の監査人の氏名） 〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 （署名） （又は記名捺印）</p> <p>私たちは、[適用される財務報告の枠組みの名称]に準拠して、[グループ財務諸表を作成する会社の名称]のグループ財務諸表が×年×月×日現在のグループの財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するために貴監査法人が実施する監査に関連して、本書簡を提出いたします。</p> <p>私たちは、×年×月×日に終了する事業年度の[構成単位の名称]の財務情報について特定の作業の実施を要請する×年×月×日付けの貴監査法人の指示書を受領しました。</p> <p>2. (2) 貴監査法人が、×年×月×日に終了する事業年度の[構成単位の名称]の財務情報に関して、私たちに実施を要請した作業への関与が必要と考える場合があること</p> <p>3. (2) 私たちは、グループ監査において構成単位の監査人としての責任を果たすために、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準を理解しており、それらの基準に準拠して、×年×月×日に終了する事業年度の[構成単位の名称]の財務情報に対する作業を実施いたします。</p>	<div style="text-align: right;">平成×年×月×日</div> <p>（グループ監査責任者の氏名） 〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">（構成単位の監査人の氏名） 〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 （署名） （又は記名捺印）</p> <p>私たちは、[適用される財務報告の枠組みの名称]に準拠して、[グループ財務諸表を作成する会社の名称]のグループ財務諸表が平成×年×月×日現在のグループの財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するために貴監査法人が実施する監査に関連して、本書簡を提出いたします。</p> <p>私たちは、平成×年×月×日に終了する事業年度の[構成単位の名称]の財務情報について特定の作業の実施を要請する平成×年×月×日付けの貴監査法人の指示書を受領しました。</p> <p>2. (2) 貴監査法人が、平成×年×月×日に終了する事業年度の[構成単位の名称]の財務情報に関して、私たちに実施を要請した作業への関与が必要と考える場合があること</p> <p>3. (2) 私たちは、グループ監査において構成単位の監査人としての責任を果たすために、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準を理解しており、それらの基準に準拠して、平成×年×月×日に終了する事業年度の[構成単位の名称]の財務情報に対する作業を実施いたします。</p>

(2019年8月22日付け又は12月12日付けで差し替えたファイルの一覧)

種類	報告書番号	2019年8月22日 に差し替えたファイル	2019年12月12日 に差し替えたファイル
新旧対照表	監基報 610	○	○
	315	○	○
	200	○	
	240	○	
	300	○	○
	320	○	
	330	○	○
	450	○	
	580	○	
	250 等	○	○
改正後本文	610	○	○
	315	○	○
	200	○	
	240	○	
	300	○	
	320	○	
	330	○	○
	450	○	
	580	○	
	250	○	○
	210	○	○
	230	○	○
	260	○	
	265	○	
	501	○	
	520	○	
	550	○	
	560	○	
	600	○	
	900	○	
監基研 5号	○		

以 上